

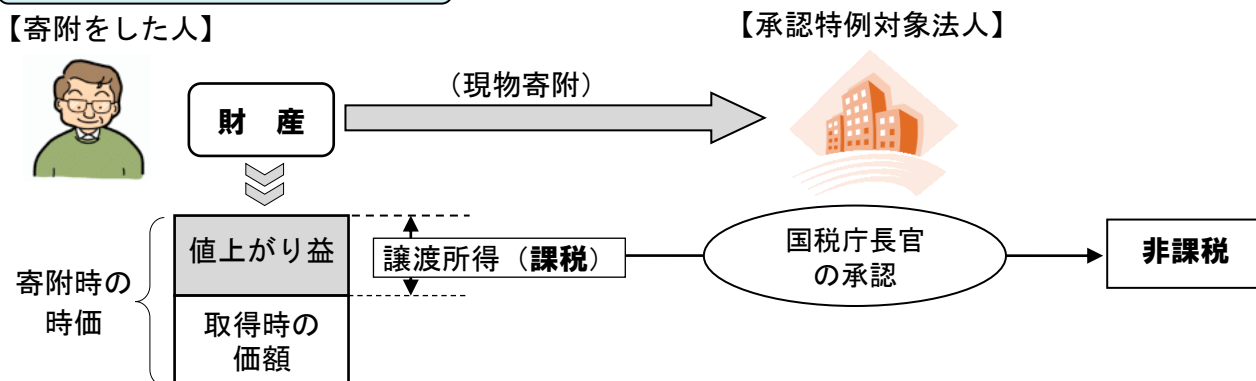
承認特例対象法人に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例（承認特例）のあらまし

制度の概要

個人が、土地、建物、株式などの財産を一般特例の対象となる公益法人等のうち一定のもの（以下「承認特例対象法人」といいます。）に寄附した場合に、寄附をした人がその法人の役員等に該当しないことなどの承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたとき（申請書を提出した日から1か月又は3か月以内（※）にその申請について国税庁長官の承認がなかったとき、又は承認しないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされます。）は、この寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措令25の17⑦⑧）。

※ 国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げる法人に限ります。）以外の承認特例対象法人に対する寄附で、寄附財産が株式等である場合には、3か月以内となります。

制度の概要（イメージ図）



◆承認特例◆

申請書の提出があった日から1か月又は3か月以内に承認又は不承認の決定がない場合には自動承認

〔承認要件〕

- 〔要件1〕 寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと（※）
- 〔要件2〕 寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること
- 〔要件3〕 寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受けること及び要件2の組入れ又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

※ 国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げるものに限ります。）については、承認要件ではありません。

◆一般特例◆

〔承認要件〕

- 〔要件1〕 寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- 〔要件2〕 寄附財産が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- 〔要件3〕 寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

特例

「承認特例対象法人」とは

「承認特例対象法人」とは、「国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいいます。）」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「学校法人（学校法人会計基準に従い会計処理を行う一定のものに限ります。）」又は「社会福祉法人」をいいます。

この承認特例用のリーフレットは、一般特例用のリーフレット「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）のあらまし」と併せてご覧ください。

平成30年6月



税務署 この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

承認要件

承認特例に係る国税庁長官の承認を受けるには、承認特例対象法人に対する財産の寄附について、次の「要件1」から「要件3」までに掲げる全ての要件（国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げるものに限り、）に対する寄附である場合には、次の「要件2」及び「要件3」に掲げる要件となります。）を満たすことが必要です（措令25の17⑦）。

要件1

寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等（※1）及び社員（※2）並びにこれらの人の親族等（※3）に該当しないこと（国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げるものに限り、）については、承認要件ではありません。）

- ※1 「役員等」とは、理事、監事、評議員その他これらの人に準ずるものをいいます。
- ※2 「社員」とは、公益社団法人における社員総会を構成する者をいいます。
- ※3 「親族等」とは、親族関係がある人及びこれらの人と特殊の関係がある人をいいます。詳しくは、リーフレット「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）のあらまし」3ページをご覧ください。

要件2

寄附財産について、次のとおり、寄附を受けた法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること

国立大学法人等の場合

寄附財産が、研究開発の実施等の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明（※）を受けたものに限り、）により管理されていること

※ 基金の証明手続等については、国立大学法人等の所轄庁にお問い合わせください。

公益社団法人・公益財団法人の場合

次の①又は②のいずれかの方法によります。

① 寄附財産が寄附を受けた法人の不可欠特定財産（※）であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること

※ 「不可欠特定財産」とは、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産をいい、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をいいます。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当します（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律56、公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）I-15(1)）。

寄附財産が「不可欠特定財産」に該当するか否かは、寄附を受ける公益社団法人又は公益財団法人を通じてその法人が認定を受けた行政庁にご確認ください。

② 寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法（※）により管理されていること

※ 上記の国立大学法人等の場合と同様です。

なお、基金の証明手続等については、公益社団法人又は公益財団法人の所轄庁にお問い合わせください。

学校法人（※）の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の財政基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第30条第1項第1号から第3号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

※ 承認特例の対象となる学校法人は、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従い会計処理を行う学校法人に限られます。

私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人とは、「大学」又は「高等専門学校」を設置する学校法人（私立学校振興助成法4①）及び「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」、「高等学校」、「中等教育学校」、「特別支援学校」又は「幼保連携型認定こども園」を設置する学校法人（同法9）をいいます。

社会福祉法人の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること

要件 3

寄附を受けた法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理すること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

承認特例の適用を受けるための申請の手続

1 申請書を提出する人

原則として、寄附をした人（遺贈の場合は、遺贈した人の相続人及び包括受遺者）です。

2 申請書の提出先

寄附をした人の所得税の納税地を所轄する税務署に提出します。

3 申請書の提出期限

原則として、寄附の日から4か月以内（その期間を経過する日前に寄附をした日の属する年の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）です。

4 提出する書類

《承認申請書の提出期限までに提出すべき書類》

○ 次の申請書等及び添付書類を申請書の提出期限までに提出してください。

申請書等	承認申請書「第1表」・「第2表」・「第3表（承認特例用）」（「第3表一付2」を含みます。）・「第5表」・「第6表」
	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
添付書類	贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書
	寄附を受けた法人から交付を受ける次の①及び②の書類
	① 寄附を受けた法人の理事会等において、上記の「承認要件」の「要件3」に掲げる決定をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し
	② 上記①の決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項を記載した書類（国立大学法人等、公益社団法人又は公益財団法人（※）の場合）
	上記の①及び②の書類に加えて、次の書類
	○ 基金に組み入れる方法により管理されることを証する所轄庁の証明書の写し
	※ 寄附財産を基金に組み入れる方法により管理している公益社団法人又は公益財団法人に限ります。
	承認申請書各表における必要な書類

《承認申請に対する承認があった後に提出すべき書類》

申請書を提出した人で非課税承認を受けた方は、寄附を受けた法人の区分に応じ、その寄附をした日の属する事業年度において、寄附財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる次表に掲げる書類の写しを、その事業年度終了の日から3か月以内（その期間の経過する日後に申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に納税地を所轄する税務署に提出してください。

なお、次表に掲げる書類の写しが、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、次の「承認を受けた後、承認が取り消される場合」の1に該当して、承認が取り消されますので、期限までに必ず提出してください。

寄附を受けた法人	書 類
国立大学法人等	基金明細書の写し
公益社団法人・公益財団法人	（寄附財産を不可欠特定財産とした場合） 定款及び財産目録の写し
	（寄附財産を基金に組み入れた場合） 基金明細書の写し
学校法人	基本金明細表などの写し
社会福祉法人	基本金明細書などの写し

承認を受けた後、承認が取り消される場合

承認特例に係る申請について、国税庁長官の承認があった場合であっても、次の1から3までに該当する等の場合には、国税庁長官は、その承認を取り消すことができることとされています。

なお、次の1に該当して取り消された場合には寄附をした人に対して、次の2又は3に該当して取り消された場合には寄附を受けた承認特例対象法人に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

1	上記「承認特例の適用を受けるための申請の手続」の4の《承認申請に対する承認があった後に提出すべき書類》に掲げる書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合
2	申請書の提出の時に、2ページの「承認要件」の「要件1」に掲げる要件に該当していなかった場合（寄附を受けた法人が国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げるものに限り）である場合を除きます。）
3	申請書の提出の時に、2ページの「承認要件」の「要件1」に掲げる要件に該当しないこととなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後にその要件に該当しないこととなった場合（寄附を受けた法人が国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げるものに限り）である場合を除きます。）

- このリーフレットは、平成30年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- 詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認ください。お分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署へお尋ねください。
- ※ **税務署**での**面接による個別相談**（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「**事前予約制**」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。